

なんぷ 議会だより



第11号

発行 / 南部町議会 編集 / 広報調査特別委員会 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377-1 TEL0859-66-4804

平成19年6月議会



東西町地区看板モニュメント

目次

6月定例議会 2

19年度一般会計補正予算他

あなたの請願・陳情はこうなりました 4

一般質問ダイジェスト 5

行政改革 / 子育て支援

農業問題 / CATV放送

カントリーパーク / 国保制度
周辺整備

地域振興区 / 少子高齢化

教育環境 / 患者情報流出

委員会報告 14

6月定例議会

各地区の支援交付金決定 地域振興支援交付金23,436,000円の明細と積算の根拠

地域振興区支援交付金 主要財源明細表

(単位：円)

交付金の区分	合計	東西町	天津	大国	法勝寺	上長田、東長田	手間	賀野	備考	特記事項
振興協議会運営交付金	3,494,400	436,800	472,200	418,800	528,000	688,800	544,200	405,600	地域振興協議会運営費(新規)	
運営費均等割	2,400,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	3部会*100,000円 (ただし「上長田、東長田」地域振興区に対し、地区合併分として今年度のみ300,000円を加算)	
広報紙発行分	1,094,400	136,800	172,200	118,800	228,000	88,800	244,200	105,600	100円/部数*3回*世帯数	
地域活動活性化交付金	14,601,980	1,362,240	2,134,760	1,633,280	2,854,320	2,182,060	2,339,520	1,895,800	活動経費(支出していた財源)	
区長報酬分	5,697,780	577,740	796,860	660,180	1,340,220	591,060	1,018,620	713,100	20,800円*集落+1,680円*文書数	
館長報酬分	180,000	22,500	22,500	22,500	22,500	45,000	22,500	22,500	9/12月分	
主事報酬分	811,200	101,400	101,400	101,400	101,400	202,800	101,400	101,400	9/12月分	委員数
運営協議会委員報酬分	507,000	54,600	78,000	70,200	109,200	109,200	39,000	46,800	9/12月分	既実施分を除く
公民館活動費	3,800,000	312,000	616,000	349,000	645,000	818,000	530,000	530,000	活動委託費	
敬老会	3,606,000	294,000	520,000	430,000	636,000	416,000	628,000	482,000	200,000円は流動分	
地域ゆめづくり交付金	5,339,410	433,866	669,611	673,441	1,387,460	699,036	863,542	612,455	初年度の計画づくり費(新規)	
集落づくり座談会分	1,094,400	136,800	172,200	118,800	228,000	88,800	244,200	105,600	150円*2本*世帯数	
集落・世帯割(消耗品)	2,760,000	232,500	352,138	344,803	707,500	351,974	457,928	313,158	150,000円*集落数+378円*世帯数	
集落割(印刷代)	1,485,010	64,566	145,273	209,838	451,960	258,263	161,414	193,697	16,141円*集落数	
	23,435,790	2,232,906	3,276,571	2,725,521	4,769,780	3,569,896	3,747,262	2,913,855		

(平成19年4月1日付け)

世帯数	3,648	456	574	396	760	296	814	352
集落数(区長数)	92	4	9	13	28	16	10	12
75歳以上人数	1,703	147	260	215	318	208	314	241

六月定例会は、六月十五日に招集され六月二十二日までの八日間の会期で開かれました。

今議会では、十九年度一般会計補正、公民館条例の全部改正、施設条例の整備に関する条例等が提案されました。

一般会計補正の主なものとして、七月一日より区長制度の廃止に伴う報酬の減額六百四十九万六千円、東西町地域振興区事務所使用料六十五万円、地域振興区支援交付金二千三百四十三万六千円、消防団員退職報奨金三百八万円等が主なものとして提案されています。

又、合併による重点事業として計画されていましたが、CATV事業が完成し議会で実施されるようになりました。

初日の議案の上程、二日間による町政に対する一般質問、最終日は委員会に付託された案件の審査に対する可否決定等。定例会での多くの事柄が放映されています。

今まで議会からの情報の伝達は「議会だより」が大きなウエイトを占めていましたが、今後はCA TVを積極的に活用していきたいと考えています。

おことわり

「議会だより」第10号の10ページ「雇用と所得」での文章と写真が誤解される箇所がありましたのでお詫びします。

議案採決のあらまし

本会議の議案採決に際し、各議員より出された意見のあらましをお知らせします。

公民館条例の全部改正について

(反対者意見)

一番の問題は公民館条例の中で地区公民館をなくすこと、公民館主事がなくなることによって、地域に根ざしてきた社会教育が後退するのはという懸念が大きい。地域振興区で生涯学習を推進していくことは納得がいかない。社会教育が地域振興協議会に移るにしても社会教育の職員の配置が望ましい。支援職員といっても位置づけられたものでないから、どのような仕事をするかもはっきりわかっていない。

地区公民館というのは本当に少ない報酬で館長、公民館主事が頑張ってきた。これまでの活動を引き続いていくと言いつつ、非常勤特別職や地区公民館の配置をやめてしまうというのは、撤退に他ならない。公民館と分館制度が充実するかと言えはそうでもない。中身が後退であるので反対する。

(賛成者発言)

参加しない地区に不利益が生じるものではなく、条例を設置し、生き活きとした地域を作ってもらおうよう賛成する。

(賛成者意見)

委員会の中で社会教育の衰退になるのではないかという懸念から、い

ろいろな意見が出たが、教育委員会としてはいろんな立場からサポート補助するという話であった。

組織が変わり地域振興区が発足すれば、やはりある程度自主的な活動をやっていただくよう見守りたい。そこで足りないのであれば教育委員会の方でサポートしていけばよい。

(反対者意見)

公民館は教育委員会として責任を持つ仕事だと思う。今回この公民館の条例を廃止して全部町長部局の方へ投げてしまうことになる。教育、文化活動というのは財政を乱すものではない。この度の振興区のやり方は行政が責任をもってやるべきことを全部投げ出す無責任デパートと言わざるを得ない。本当に地域の文化を育てていく真摯な心があるなら、このような条例は是非やめるべきである。

施設条例の整備に関する条例の制定について

(反対者意見)

両長田ふれあい会館というのを新しく町の施設として作っていく内容だが、これは南西伯地域振興区の事務所として、町の施設として認めることになっている。プレハブを四百万円の予算で改修するという内容だが、どうしてそのような事務所にお金を使うのか住民から批判が出ている。十年程度しか持たないという話もある。

もう一つは両長田ふれあい会館が重障が集えるような広さが本当にあ

るのか。新たにお金を使って改修して作ることの意味はない。

(賛成者意見)

現在地域振興区は動き始めている。条例を変えていく中で提案されており、内容についてはこれでいいのではないかと。名前の方も愛称をつけるというところである程度の妥協点も見いだせたわけで、それをもって反対するというにはならない。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

(反対者意見)

地区公民館主事と公民館運営協議会長に払っていた報酬をやめるという内容があり反対する。これまで地区公民館主事には年間十三万五千二百円支払っていた。公民館運営協議会には年三万円を払っていた。それをやめて今回地域振興協議会長には月九万いくらかのお金が出ていく。地区公民館の主事の十倍以上の仕事をするような金額が協議会の会長にいく。はたしてそんなことが出来るだろうか。

(賛成者意見)

主事が協議会長より忙しいということはない。協議会の会長は週に三日か四日は出られる。当面は組織の地固めをしなければならず、協議会の会長の任務は責任重大である。

公民館の活動が今より悪くなるのではないかという意見も出た。しかし、今までの公民館活動は上長田では七名程度の協議委員で協議し部署へおろしていたが、今度は公民館部

や生涯学習部は二十名ぐらいの組織でやっており、裾野が広がった。また、今まで月一回程度の事業であったが、今後は本当に住民の中に入っ、もっと多くの活動が出来るように考えている。

一般会計補正予算

(反対者意見)

今回の補正予算は地域振興区に交付金二千三百四十三万六千円を負担金補助及び交付金の中で支出していくという予算。それと、財産管理費のところでも東西町地域振興区事務所使用料六十五万円の二つが問題となった。

地域活動活性化交付金の中にある区長報酬分、館長、主事、また運営協議会、公民館活動費、敬老会、このような従来住民の組織内市自治組織に出していた分については従来のように地域や公民館単位に出して、そこでどうするかということや地域の住民が話して使うのが本来の住民の組織のあり方ではないのか。住民の自主的な活動に属する分野についても、そのお金のあり方について町がいちいち取り決めて再配分を地域振興区にゆだねていくというやり方は、住民組織のあり方として逆のあり方だ。

もう一つ、下阿賀地区をどう扱うかということですが、地域振興区に入ろうとしない住民組織の区長報酬分や敬老会分を地域振興区を通して支給するのは、町が直接対応するのでは意味が違う。住民を地域振興

区という窓口を通してしか対応しない。住民自治がわかっていない。

もう一つの問題は、東西町の地域振興区の事務所使用料を六十五万円払うのだが、無駄遣いではないか。

(賛成者意見)

この議案はおおむね地域振興区の立ち上げに関して予算の組み替えと補助金ということである。条例を作った結果組み替えるということであり反対すべきではない。また、振興区に入らない地区についても不利益にならないようにということ、ずっと言ってきたおられるわけですから、その部分については配慮があると思う。

それと、東西町の事務所についても、非常に良いという方も多い。今立ち上がろうとする地域振興区をみんなで一生涯命育てていこうという気持ちからすれば賛成すべき。

(反対者意見)

地域振興区について、住民が主体になっていく組織を作っていく上で十分住民の理解を得ていただいて進めると言っていた。下阿賀区から十分議論が進んでいないから十分理解をするまで延期するべきだという陳情が三月議会に出たが、それを受け入れるべきだった。強引なかたちで条例を作り、それを根拠にして協力すべきだという強権的なやり方には反対である。

(賛成者意見)

一番問題になっているのは地域振興区支援交付金だが、現時点で七つの振興区が立ち上げ間近になってお

り、これを認めなければ努力した人は何をしていたのかとなる。三月議会で議決したことをまた掘り返して言うのは議会軽視である。また、東西町では住民の皆さんが事務所に集って大変喜んでおられる。それが実態である。

(反対者意見)

まとまったところが立ち上げられるのは結構だが、地域がまとまらないところも一斉にやるのはムリがある。

(反対者意見)

補正予算の中の地域振興区の一括交付金、東西町の事務所の使用料並びに賀野地区の振興区事務所使用料について理解が出来ない。また下阿賀地区は当初から前向きに取り組んでいる。地域振興区はなんぞやということも原点に立ち返って考えるべき。

(賛成者意見)

三月に振興区の条例を可決した。南部町が現状のまま果たして何年地方自治を正常に行うことが出来るか、不安に思っている。両長田の億歩では高齢化がどんどん進み部落の運営が出来ないという話も聞いている。私の地区も十年ぐらい前は若い人がたくさんいたが今は高齢者が多い。清水と橋区はダブって地区運営を行ってきたが、振興区が出来るとを期に若い人が一生懸命年配の人を説得し、新しく「いずみ」として発足した。若い人が頑張るって地区の運営を行っていくと信じている。下阿賀地区の皆さんも今回は加入されないが、地区を愛する心は一緒だと思ふ。振興区の問題が性急だという意見もあるが、出来上がったも一、二年は手探りでやっていくことになる。他の町村に先駆けて設置し、皆さんの老後をしつかりと皆さんで見ると言うことが大切だと思ふ。

あなたの請願・陳情はこうなりました

平成19年6月第4回南部町議会定例会提出

受理番号及び受理年月日	所属委員会	件名及び要旨	提出者	審査結果
陳情第30号 平成18年11月14日	民生	「保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額」を求める意見書提出の陳情書	鳥取の保育を考える会 会長 石井由加利	趣旨採択
陳情第32号 平成18年11月24日	総務	地方税制改正に伴う住民負担増の軽減についての陳情	「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」 国民大運動鳥取県実行委員会 実行委員長 村口徳康	不採択
陳情第1号 平成19年2月2日	総務	労働法制の拡充の意見書採択を求める陳情	国民春闘共闘鳥取県東部地区懇談会 代表幹事 田中 暁	不採択
陳情第2号 平成19年2月21日	総務	公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める陳情	鳥取県国家公務員労働組合共闘会議 議長 大西真悟	不採択
陳情第6号 平成19年2月28日	総務	「憲法改正手続き法案」の慎重審議を求める陳情	鳥取県西部地区革新懇話会 代表 宮倉 博	不採択
陳情第10号 平成19年5月16日	総務	最低賃金法の抜本改正と均等待遇の実現を求める陳情	鳥取県労働組合連合 議長 田中 暁	不採択
陳情第11号 平成19年5月23日	経済	森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書(案)採択の要請	森林労連 全国林野関連労働組合 鳥取県森林管理署分会 執行委員長 酒本滋行	採 択

一般質問ダイジェスト

その他の質問
介護保険

細田元教議員

行政改革

外部監査導入の実施は

問題点が解決されれば検討する

町長

Q 本町もこのままいけば、二年か三年後には赤字の方に転落すると思われるが、これらを事前に食い止めるには、外部からの監査を導入し、健全な方向に動めたらいいと思うがどうか。

A 外部監査制度は、平成九年自治法改正により都道府県、政令指定都市、中核市に義務づけられた制度です。近年の自治体を取り巻く状況は複雑多岐にわたっています。専門的な知識での外部監査の必要性はあると認識しています。しかし、包括外部監査の場合約二千万円程度と高額です。県や大都市では行っていますが、小規模な自治体での手法が未確定など、問題も指摘されています。このような問題が解決されれば検討します。



社会福祉センター わかとり作業所 コスモス工場

5 障害者施策

本町版障害者自立支援施策は

各支援事業の活用を推進していく

町長

Q 障害者自立支援法が施行になって一年がたった。現場の現状は、はかばかしくない。このような自立支援施策は本来国が中心であるべきだが、何か本町版の施策はできないか問う。

A 本町には知的障害者入所更生施設の西部やまと園と祥福園があり、百二十九人の方が入所しています。障害者自立支援法施行により五年以内に約半数の方が施設から出て地域での生活が求められています。この事は、グループホームなどによる地域での受け皿の確保が必要となってきます。また就労支援事業、地域支援事業があり、そして相談支援事業は五つの事業所に委託しています。このように各事業の活用、支援と共に町民相互の各活動の促進を図り、より利用しやすい制度になるように努めます。



地方監査事務概要書籍

その他の質問

保育事業

食育

杉谷早苗議員

子育て支援



教育支援センター「さくらんぼ」教室内

教育支援

新設「子育て応援パスポート」とは
本町でも取り組んで行きたい

Q 鳥取県の主要新規事業に挙げられている「子育て応援パスポート」とはどのようなものか、又、本町の対応はどうか。

A 十八歳未満の子どものいる世帯（妊娠中の方も含む）が対象の事業です。申請により県からカードが送付され、利用者の方はカードの提示で協賛店からサービスが受けられます。運用開始は十一月からです。県と協議しながら取り組みたいと思います。



教育支援センター「さくらんぼ」の現状は

相談しやすく、早期、機敏な対応が可能に 教育長

Q 西部教育支援センターが廃止になり四月に本町に教育支援センター「さくらんぼ」が開設された。今日までの活動状況、通級状況を問う。

A 週三日の相談員を二名、全日勤務の学習指導員を一名配置し、午前九時から午後五時まで開設しています。実相談件数は十九件、延べ相談回数は六十二回で八割が不登校にかかわるものです。通級している子どもは数名います。一人一人の児童生徒に合った対応を心がけています。身近な所にセンターを設置したことが早い対応に繋がります。相談がしやすく、早期に機敏に対応する事ができるようになり、一定の成果としてあらわれています。

町長

その他の質問

将来の食料自給予測
水不足による共済等支援策

足立喜義議員

耕作放棄地の増加

Q 南部町の基幹産業である農業は、町単独の対策にも乏しい。特に山間部など条件不利農地は後継者不足もあり、過疎化と高齢化の進行と相まって遊休農地は増加している。

現在は中山間直接支払制度によって何とか維持しているが、二年後の放棄地の急増は避けられないと思う。早急な町単独の施策が求められると思うがどうか。

A 南部町の遊休農地の把握については、農業委員会を中心に行っていますが、転作の拡大に伴い広がっているのが現状です。国は遊休農地も含めた対策として、中山間直接支払い制度と、今年度から新たに農地・水・農村環境保全向上対策を始めています。取り組みは進めているが現に遊休農地が発生しているのです。この農地を含めた農地を活用して、市場や直売所の動向を把握しながら、地域の特性を生かした作物を導入し、特産品につながるよう、関係機関と連携して支援をしたいと考えています。また都市と農村との交流によって農村生活の価値を高め、それにより遊休農地を含めた農業生産基盤の活用を図っていきたく考えています。具体的に取り組むために、現在各地域で結成されつつある地域振興協議会の活動に期待をしたいと思います。

地域の遊休農地を活用し、特産品を開発したり、都市との交流で貸し農園として活用することなどが考えられます。町としても、これらの活動を積極的に支援をしていきたいと思っています。

7

町長

町の政策的支援が必要では

町長

農業問題

Q 米の減反政策が始まって三十七年、全国では、面積にして一〇六万ヘクタール、率にして四十%の減反である。一方耕作放棄地は三十八万ヘクタールと言われ、ますます増加している。そのような現状下、政府は安倍政権初の骨太方針において、今後五年程度で耕作放棄地をゼロにすることが了承された。十九日に閣議決定する見通しと報じられているが、今後の減反政策の見通しは、いつまで続くのか？

A 今年度の南部町の水稲数量配分は、三千二百二十八tであり、作付面積でいうと五百九十八ヘクタールです。南部町全体の水田面積千四ヘクタールに対して五十九%の作付です。現在国は、ガット・ウルグアイ・ラウンドの受入れから米の輸入を部分開放し、年間約七十七万トンの輸入、鳥取県全体の割当生産量の十倍程度の外国産米を輸入しています。

食料の自給率、人口の増加など国連が予測しており、深刻な食糧不足の予想もされる中、減反政策が長期的に続くのかどうかは、予測がなかなか困難であると思っています。

減反政策はいつまで

予測が困難

町長



広がる耕作放棄地

行財政改革

Q 危機的な町財政の立て直しは急務で必須の重要課題だ。この難局克服に行財政改革は避けて通れない。行政・住民が現状をしっかりと認識のうえ、理解と協力の合意をとりつけ生き残りを真剣に模索しなくてはならない。総務課に行政改革推進室を設置し、町行政の実態を検証の上、無駄やロスを明らかにし措置はされてきたと思うが具体的な実績等は、また今後の行財政改革の考え方は。

A 行政の実績としては、平成十八年度から取り組んでいる徴収対策の強化です。担当部署の努力とあわせ、今年五月には全管理職が十八年度分の滞納徴収活動により税、上下水道料金、保育料、学校給食料とも前年同程度の徴収率を維持しています。また過年度分についても、徴収率向上に取り組み中で、悪質な滞納者に対しては所有物件の差し押さえや競売、水道については、給水停止措置を実施しています。また人件費については報酬給与カットの対策を実施しています。これに併せ、町有財産の処分や入札の透明性向上、入札価格の適正化を目的とした入札制度改革や補助金等の見直しの検討等、十九年度から可能なものから実施の予定です。加えて定住促進による税収の拡大等により歳入増加を図っていきます。

CATV

CATV放送は町サービスとしてのナショナルミニмумでは？

受益者が負担すべきものと考えている

町長

Q 四月一日、CATVの「なんぶSANチャンネル」が開局した。町情報のサービス供給が開始に伴い行政の事務連絡・イベント等々を概ね住民の都合で町の情報が取れるようになった。これは合併特例債を活用の公共事業で、IT時代迎えようとする今日、町民が差別なくサービスを受けられるナショナルミニмумであると考えている。

しかし現状として一部利益に与れない方がいるが、町情報供給の主たる手段として活用するもので、将来情報化社会の主体になるものである。未加入所帯等問題を解決し全町民に一律のサービス供給が不可欠と思うが町長の認識は。

また究極的に早晚到来のユビキタス社会に向けた双方向の情報通信端末機器として整備が必要と思うが、今後の整備計画等の所見は。

行財政改革取り組みの実勢とスタンスは

十九年度も町長、副町長、教育長、など特別職俸給の十%、一般職給与五%カットを実施で努力中

町長

A アンケート、聞き取り等をしていないので詳細は不明ですが、未加入世帯は「ゆうらく」や「祥福園」等に籍をおく二百六世帯を除いた三千六百四十八世帯中、五百一世帯であり加入率八十六%です。加入し易い金額となるよう中海テレビ放送に働きかけ努力してきましたが、加入については個人の選択、判断に委ねざるを得ないと考えます。約八十六%の高い加入率が示すとおり、町民に一定のご理解を頂いていると思っています。サービスを受ける利用料等は、受益者が負担すべきものと考えています。町としては、町民の皆様が主体的に情報化社会に乗り出す環境を整えることが行政の担う役割と考えています。専用端末をもちいることで自宅にいながら医師による簡単な診察の活用や行政アンケートも考えています。利活用について慎重に協議検討しながら今後具体的な活用方法を模索していきます。

その他の質問

住民の暮らし支援

亀尾共三議員

カントリーパーク周辺整備

整備事業の利用、管理の計画は

定期的な大会と、将来指定管理を

町長

Q カントリーパーク周辺事業は、昨年九月議会で議決したにもかかわらず、いまだ事業の開始がないのはなぜか。県は残土の供給が見込めず処分場の計画を中止したが、町は供給を見込むのか。搬入残土のチェック体制はどのようにするのか。

整備事業完成後の利用や維持管理の計画はどのようにされるのか。

A 事業開始の遅れの理由は、何人かの地権者の方との、本契約が未了のため遅れています。公共事業が減少傾向の現在は、残土の供給も減少と認識しています。残土のチェック体制は、周辺地域の方で建設工事の経験者で判断の出来る方をお願いしたいと考えております。芝コートのサッカー場にして人気の高いスポーツの大会が定期的開催出来る地域の活性化が図られます。管理は将来指定管理制度の活用を考えています。

整備事業完成後の利用や維持管理の計画はどのようにされるのか。



残土処理場予定地



改修が急がれる西伯小学校

学校施設

西伯小学校の大改修実施はいつか

年次的・計画的な実施に努力したい

町長

Q 義務教育の施設は、児童の安全と安心が確保された環境をつくる責任が行政に課せられている。

西伯小校舎は老朽化と震災でいたみ、合併協で改築の計画だったが、財政的理由から改修の方針が変り、十八年度は耐震工事のみで、本体工事は、十九、二十年にずれ込み本年は、屋根工事のみだが、本体の工事は、いつ実施するのか聞く。

A 西伯小校舎は、十八年度に耐震補強工事を完了し、今年も雨もり対策として屋根の取り付け工事を計画しています。強風雨時は、窓枠サッシ部からの吹き込みがあり、早急な対応が必要であり、大規模改修が急がれることは、十分認識しており、今後の改修予定につきましては、厳しい財政状況が続くことが想定され、町内他の校舎の耐震補強工事も喫緊の課題となっており、年次的、計画的に可能な限り早く実施に努力をしたいと思っております。

西伯小校舎は老朽化と震災でいたみ、合併協で改築の計画だったが、財政的理由から改修の方針が変り、十八年度は耐震工事のみで、本体工事は、十九、二十年にずれ込み本年は、屋根工事のみだが、本体の工事は、いつ実施するのか聞く。



梨の袋かけ

梨・柿の振興策

Q 本町の特産品の梨・柿は農家のみなさんの多年の努力によつて築き上げられてきたものだ。現在、後継者問題など、深刻な状況がある。将来を見据えた振興策が必要ではないか。柿の種吹きとばし大会は、産地のブランド化をアピールするイベントとして定着している。振興策の一環として、より発展させるよう取り組むべきではないか。

A 会員の梨は平均七十二アールで大きな規模です。西部の名和や中山の産地では廃園となる地帯が広がっており、西部の産地は南部町ということになるのではないかと思っています。そういうことも踏まえながら、後継者づくりや高い直販率を目指して支援していきたいと考えています。柿の種吹きとばし大会は昨年の結果を踏まえ、生産振興や知名度アップ、販売促進につながるよう努力していきます。

将来を見据えた振興を図るべき

産地として守るための支援をしていきます 町長

国保制度

Q 国民健康保険制度は、一九八四年度から二〇〇四年度にかけて国は市町村国保会計への国庫支出金を、四十九・八%から三十四・五%に引き下げてきた。また、この間の公的年金控除の縮小などで、高齢者を中心に大幅値上げが行われ、町民に大きな負担が課せられている。この現状をどう認識しているか。国や県に対し財政支援を求めるべきではないか。年金の滞納者に国保の保険証を取り上げようとする国の動きに対し、抗議するよう求める。

A 確かに所得に対して国保税や介護保険料などの負担が、税制改正など各種控除の見直しで年々厳しいものになっていると認識しています。一方で、税金や社会保険料の負担は、負担に見合うサービスとの関係でセットで考えなければいけません。公的負担はもつと上がっていく流れにあると考えています。国や県への財政支援は、これからも求めていきます。年金と国保をリンクさせる動きに対しては県の町村会として国に抗議しています。

国保加入者の負担軽減への努力をもとめる

負担は重いと思うがもつと負担は増える流れにある 町長



老人クラブ女性部

その他の質問
情報公開

真壁容子議員

地域振興区

Q

地域振興区の立ち上げたが、多くの町民は何のための組織か疑問に思っており、住民との温度差がはげしい。その原因は公的機関でもない任意の住民組織に、該地域の統括を位置づけ、公金の使途の決定、非公式な職員の位置、簡易な公共事業の担い手等、強制的に進める町の姿勢にあるのは明らかだ。交付金等責任の所在を問う。

A

交付金の使い方最終的に責任を持つのは地域振興協議会です。一括で出すか、協議会の事業計画により申請して頂き交付決定をしていき、実情報告、決算も提出してもらい執行状況は行政でチェックしていきます。運動会などで事故があれば振興協議会の事業であり協議会で対応されると思います。税については協議会部員に報酬を払う場合の源泉や、収益事業での税について、研修をしていきます。

住民組織に何をさせるつもりか

交付金の使途・事故・税も協議会が責任 町長

負担増が大変に・軽減を求める

町も生き残りをかけてがんばっている 町長

Q

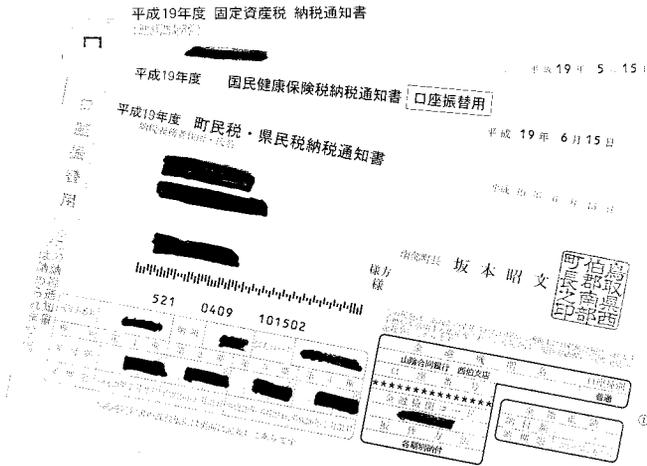
今回の住民税の負担増に、多くの町民が驚いている。税源移譲で増税ではないというが、影響をどう把握しているのかを問う。

A

町税では約七二〇〇万円程度の増を予想しています。平均的な世帯（夫婦と子ども二人、収入五百万円）では定率減税の廃止に伴う負担増は一万二千元となります。町民は長引く不況による苦しい生活実態の中、税制改正での各種控除や、定率減税の廃止等で増税感が強いと認識している。町も地域振興区の設立をめざして生き残りに向けて頑張っており、よりよい町をつくっていくためにも一定の負担はいただきたい。分納は相談に応じています。

税の負担増

届けられた納税通知書



公民館（本館） 天萬庁舎内

少子高齢化、人口減少への対応策

Q 今日、少子高齢化、人口減少問題の議論は、国全体の問題として経済力の維持の問題や福祉や社会保障の維持の問題として語られています。

そして、その対策としては子どもをとにかく増やすことということで、子育て支援策が言われている。

しかし、地方の小規模自治体では、これから大人になろうとする子どもたちの進学の問題や就職の問題がある。学校を卒業しても、若者を養っていくだけの地域経済力がないといった地域問題を抱えており、大都市圏と決定的に状況が異なっている。町行政としてこの問題に対する基本方針と具体策はどのようなものか。

目指すべき地域像は

就職先の確保も重要な要素

町長

A 南部町の第一次総合計画に掲げている全ての項目及び全ての事業が少子高齢社会の加速を促すに設定されており、行政課題としての基礎の部分に位置づけております。

県内の高卒就職率は七十九%、県内の有効求人倍率は〇・六八倍と県内就職者は減少し、南部町からも人口が流出し、中山間地域の集落維持が困難になることを意味しています。

就職先の確保も重要な要素です。当町の誘致企業の町内勤務者数は三百十人で人口の二・四五%であり、近隣の町と比較しても格段に高い数値となっています。

少子高齢化、人口減少への対策は、南部町の行政の根本をなす重要な課題と位置づけ、子育て支援、定住促進策などの種々の施策を実施してまいります。



原工業団地



西伯小学校校舎改修工事

西伯小学校校舎のリスク管理

Q 西伯小学校の校舎問題についてはたびたび質問を行っている。前回の議会質問のうち、大事には至らなかったが、雨樋が子どもの上に落下するというような事故が発生したようだ。日常の使用状態でこのような事故が発生するということ状態の校舎、施設には万全のリスク管理が必要であると思われる。危険箇所の把握やそれに対する対処の体制はどうなっているか。また、今後更に老朽化していく施設の管理体制をどのようにするつもりか。

万全のリスク管理を

校内安全点検を実施

町長

A 西伯小学校の施設の老朽化が進んでいることは承知しており、出来るだけ早く大規模改修並びに増築工事に着手したいと思っています。

危険箇所を含む要修繕箇所については、学校の方で整理し直し、状況把握や対応については、共通理解を図っています。危険箇所については補正予算での対応も考えています。また、大規模改修工事での対応可能な箇所は可能な限り応急処置で対応をお願いしたいと考えています。

安全でなければならぬ学校において、雨樋が児童がさわった直後に落下した事故については、残念に思っています。学校現場では毎月一回全職員による安全点検を実施し、教育委員会では、要修繕箇所による安全月一回の安全点検の徹底と未然防止への目配りを徹底するように指示しております。

その他の質問
財政推計と基金

森岡幹雄議員

秦 伊知郎議員

患者情報流出

Q 報告のあった内容は、全く啞然とするもので前代未聞あつてはならない事件である。四百件以上もの患者記録が、当時の医師により院外へ持ち出されたというものだ。しかもその診療記録は、当直時にプリントアウトされたものだという。これは意図的に情報が隠匿され持ち出されたものと言える。

当該医師による、学会や学会誌での症例発表がなされた事があるのか否か。今回の事件に対して、法令等に照らして、どのような処置を考えているのか。

許せない「患者情報」院外持ち出し

大変残念裏切られた違法行為

町長

A 地域医療の向上を期待していただだけに、五月に診療所を開設された広兼医師のした行為は、大変残念で裏切られた思いで憤慨にたえません。警察は犯罪性は低いとされていますが、許可なく持ち出した行為は許しがたく明らかに違法行為であり、何らかの措置が必要と考えています。

場合によっては、診療所閉鎖になりかねないので慎重に判断したい。と思います。

病院事業管理者

病院は被害者の立場にあります。

尚当該医師は、認定医の資格を持っていますが、学会等への発表については承知していません。



教育環境

学校図書館の現状

十分な対応ができていない

町長

Q 学校図書館の蔵書は、図書標準に沿っての整備が求められている。鳥取県では目標達成率が、小学校十六・六%、中学校が二十一・七%だが、町内の小・中学校の状況はどうか。

A 図書標準の達成率は、十八年度末で西伯小が七十七%、会見小が七十二%、会見第二小が六十五%、法勝寺中が八十五%、南部中が六十九%でいずれも標準を満たしていません。

文部科学省では、二〇〇七年度から五年間で年額二〇〇億円、総額一〇〇〇億円を地方交付税で手当する新学校図書館整備五ヶ年計画を立てている。本町でもこの制度を活用していると考え、年間各小・中学校に図書整備のために予算の配分はこうなっているか。

十七年度決算での図書購入費は、小学校では県平均三十三万三千円に対し、約五十三万円。中学校は県平均六十一万三千円に対し、約五十四万一千円となっています。

元医師が、患者情報を持ち出した事について、町民の皆様には深くおわび申し上げます。電子カルテは、院内でのみ情報をとる事が可能な仕組みです。

広兼医師は二月から四月の当直時間帯を主に延べ五九七二回七九七人分にアクセスし、四六三人分をプリントし持ち出したと思われま。

法律にもとづく守秘義務もあり、当病院のカルテ管理運用規程でも院外持ち出しを禁止している中で、情報を故意に持ち出した事は、医師だから許すという事ではないけません。何らかのケジメをつけなければならないのが病院の立場であります。



総務常任委員会

総務常任委員会に付託された議案は七件、陳情は五件であった。

議案第四十九号 公民館条例の全部改正について、予算的にも人的にも社会教育の減退であり、地区公民館をなくす必要はない。公民館が振興

区に移行しても、問題はないと思うが、不合理があれば適宜条例を改正し対応をしても良いなど賛否両論あり、賛成多数で可決。

議案第五十号 施設条例の整備に関する条例の一部改正、前議案と同意の賛否があり、賛成多数で可決。

議案第五十一号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。前二議案反対でありこの議案にも反対があったが、賛成多数により可決。

議案第五十二号 職員の給与の特例に関する条例の一部改正、全員一致可決。

議案第五十三号 南部町手数料条例の一部改正、全員一致可決。

議案第五十四号 手数料徴収条例の一部改正、全員一致

可決。

議案第五十五号 平成十九年度南部町一般会計補正予算では、地域振興区に関する補正があり、公民館条例の改正、施設条例の改正など反対であるとの意見があり採択により賛成多数で可決。

陳情第三十二号 地元税制改正に伴う住民負担増の軽減について、一連の地方税制改正は、住民に厳しいものであり、今の格差社会の是正については、公的な負担の軽減が必要である。反対としては、

町として余力があれば可能であるが、現段階では困難では

ないなど賛否両論あり、賛成少数で不採択。

陳情第一号 労働法制の拡充の意見書採択を求める。現在の格差の連鎖を断ち切るの

は政治の責任であり、地方議会としてもしっかり対応が必要、企業主は従業員の生活、労働条件については努力して

いる、陳情書に明記されていることは不可能。賛成少数、不採択。

陳情第二号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、

国民生活の「安心・安全」の確立を求める。安易な民間開

放はしないとの意見であり賛成。身勝手に、立場擁護のみを言っており、民間開放もよ

いと考えるので反対、賛成少数で不採択。

陳情第六号 「憲法改正手続法案」の慎重審議を求める、国会では可決されたが問題が多いことから、採択すべき。

憲法上はつきりしていない、これを法的に明記の必要があるなど意見があり、賛成少数

で不採択。

陳情第十号 最低賃金法の抜本改正と均等待遇の実現を

求める。最賃を千円とするこ

とで消費が活発になりGDPの引き上げ力になるなどの資料もある。最賃が千円となれば実際賃金は、もっと高くなり中小企業としてはやれなくなる。賛成少数で不採択。

民生常任委員会

本委員会に付託された議案は二件、陳情は一件であった。

議案第五十四号 南部町墓地条例の一部改正については、

清水、橋区の合併によりいずみ区となったため、条例を改正したものであり、全員一致で可決。

議案第五十五号 十九年度南部町一般会計補正予算(第一号)(連合審査)は反対意見として敬老会補助金が、老人福祉費から振興区に振り替

えてあるが、全集落が加入していない現状であり反対。賛成意見として一八〇三名分、全員が振り替えてあり不都合は発生しない等の意見があり、賛成多数で可決。

陳情第三十号(保育、学童保育、子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額)を求める意見書提出の陳情。賛成意見として町村でも施策を進めて

いくため、採択し国に意見を上げるべき、又子育て支援の重要性は認識しているが認定

子供園の必要性。子育ての方法が変化する現在、官民の分けも必要であるとの意見もあり、全員一致で趣旨採択と決

した。

経済常任委員会

経済常任委員会に付託された議案は一件と、陳情一件であった。

議案第五十五号 十九年度一般会計補正予算で、当委員会所轄の主なものは、道路新設改良費入蔵線、施設修繕費

レストハウスの排水管取り替え等で、当委員会の所轄部分についての反対意見はなく決すべきと決した。

梨・柿のイベントについては、今後の実行委員会で協議を行って方針を決したいとの説明を受けた。

陳情第十一号 森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書提出の陳情は、森林の荒廃の対策の必要性、自然環境保全への貢献度などから、賛同意見の一致で採択をし意見書を政府に提出することに決した。

